

団体登録要項

1 趣旨

団体登録を推進することで、多くの市民が体育施設を有効に活用でき、スポーツに親しみ、交流を深め、健康体力増進を図ることによって、坂井市の健康で明るい街づくりを目指す。

2 登録できる団体は次のとおりとする

- (1) 年度を通じて体育施設を使用する 10 人以上の団体であること。
(「年度を通じて」とは、最低毎月 2 回以上、又は年間 24 回以上の活動計画があることを条件とする。)
- (2) 会員の過半数が市内に居住する者、市内勤務者、市内在学者であること。
- (3) 規則、マナー、モラルを守り、市民の指標となる団体であること。

3 登録しようとする団体は次の書類を提出し、指定管理者の承認を得なければならない。

- (1) 団体登録申請書 (所定用紙)
- (2) 会員名簿 (所定用紙)
- (3) 年間計画書 (所定用紙)

4 登録が認められた団体には、坂井市体育施設団体登録証を発行する。この証明書は抽選会、予約取り消し、施設使用受付時等に提示しなければならないので、破損、紛失等があった場合、直ちに届け出ること。

5 登録が認められた団体には次の特典が与えられる。

- (1) 一般より優先して週 2 回までの会場確保が可能な抽選会に参加できる。但し、利用者多数の施設については、この限りではない。

6 予約の取り消しは、使用日の 7 日前までに連絡 (電話可) すること。その際に団体名、氏名、団体登録証の番号を伝えること。

7 登録が認められた団体は、次のことを厳守すること。

- (1) 坂井市体育施設団体登録証の譲渡、貸借はしないこと。
- (2) 施設の規則に準じた活動を行うこと。
- (3) 10 人未満の使用を継続、無断キャンセル、使用料の未納等をしないこと。
- (4) おおむね同一会員の多重登録はしないこと。
- (5) 会員以外の使用はしないこと。途中増員の場合は届け出ること。
- (6) その他、他人に迷惑をかけず、市民の指標となる団体であることを自覚した活動を行うこと。

8 上記のことが守れない団体は、団体登録を取り消し、その団体の会員が所属する他の団体は次年度の登録ができない。